

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和7年7月9日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	上下水道局（上水道事業） 経理課
報告書ページ	145 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	損益計算書の表示 ①特別損益項目の表示について 特別損益項目は、事業において通常の経営に伴うものではなく、臨時かつ巨額の場合に用いられる項目である。少額である場合には、特別損益項目を用いるか否か検討する必要がある。（要約）		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 企業会計原則注解において、「特別損益に属する項目であっても、金額の僅少なものは毎期経常的に発生するものは、経常損益計算に含めることができる。」とされておりますが、地方公営企業法施行規則に準拠し、固定資産売却にかかる損益や過年度にかかる収益費用については、金額の多少に関わらず、特別損益項目に表示しておりました。 （地方公営企業法施行規則 第4条） 〔措置した内容と時期〕 水道料金の過年度損益修正については、毎期経常的に発生するものであることから、ご意見を基に、令和6年度決算より、特別損益ではなく経常損益に表示するよう改めました。 なお、固定資産売却にかかる損益や、水道料金以外の過年度損益修正については、臨時的に発生するものであることから、少額であっても、引き続き特別損益に表示します。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の対応が適当であると判断したもの)

令和7年7月10日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	上下水道局（下水道事業） 下水道管理課
報告書ページ	236 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	遊休資産 ①遊休施設に係る維持管理費について 遊休施設について、植栽管理委託、消防用設備点検業務に関する費用が発生している。 遊休施設として既に汚水中継ポンプ所の機能は有していないことから、早急に売却を検討する必要がある。なお、柳町汚水中継ポンプ所の消防用設備点検は少額ではあるものの、消防設備の設置義務がない措置を講じる必要がある。(要約)		
現行の対応を継続する理由	現在稼働しておらず遊休施設ではありますが、建物等の取り壊しは実施していないため、消防設備の設置義務があります。また周辺住民の住環境保全のため植栽管理は継続する必要があります。これらの維持管理については、建物等の取り壊しが行われるまで実施してまいります。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の対応が適当であると判断したもの)

令和7年7月29日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	上下水道局（下水道事業） 下水道総務課
報告書ページ	236 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	遊休資産 ②損益計算書の表示について 遊休施設の減価償却費は、下水道事業に直接貢献していない費用であるが、営業費用で表示されている。本来は営業外費用として表示する必要がある。(要約)		
現行の対応を継続する理由	遊休施設の減価償却については、遊休資産206件のうち減価償却中の件数が28件、かつ4年で減価償却が終了すること、また、処理方法を変更することにより、事務が複雑になり、ミス発生の可能性が高くなるなど、総合的に勘案した結果、引き続き営業費用として取り扱うことといたします。		